

死因究明等施策の推進について

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和4年版「死因究明等推進白書」の全体像

➤ 「死因究明等推進白書」は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書であり、今回初めて作成するもの（閣議決定及び国会報告）。

«参考» 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第1章 我が国における死因究明等の推進に向けた政府の取組

第1節 死因究明等推進基本法成立以前の主な取組

第2節 死因究明等推進基本法の成立

第3節 新たな死因究明等推進計画の策定

第2章 死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

第1節 死因究明等に係る人材の育成等

第2節 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

第3節 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

第4節 警察等における死因究明等の実施体制の充実

第5節 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第6節 死因究明のための死体の科学調査の活用

第7節 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

第8節 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

第9節 情報の適切な管理

死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明拠点整備モデル事業の実施（検案・解剖拠点モデル事業）

- 公衆衛生の向上を目的とした死因究明の体制については、検査や解剖を行う体制が確立されていない地域があるなど死因究明を行うための体制整備に課題がみられる。
- こうした状況を踏まえ、死因究明等推進計画において、各地域において必要な死因究明が円滑に実施される体制が構築されるよう、国として必要な支援を行うこととされたところ。
- 令和4年度予算に新規事業として死因究明拠点整備モデル事業を計上（48百万円）。

【体制整備の課題】

- ・ 死体の搬送手段の確保
- ・ 検査や解剖を実施する医療機関の確保 等

【死因究明拠点】



- 死因究明に必要な連携・協力体制を構築するため都道府県等に「死因究明拠点」をモデル的に整備。
- モデル事業で得られた成果を全国に横展開。

検案現場へ検案医の
派遣を調整

医療機関・法医学教室
への死体の搬送を調整

対応可能な医療機関を調整

対応可能な法医学
教室を調整

【検案医】

- ・ 死体を検案
- ・ 検査や解剖の要否を判断



【葬儀業者】

- ・ 死体の搬送



【医療機関】

- ・ 死亡時画像診断等



【法医学教室】

- ・ 解剖
- ・ 薬毒物検査等



死因究明等推進計画に基づく新たな取組

死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの策定

- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、死因究明等推進基本法において、地方公共団体は死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」）を設けるよう努めるものとするところ。
- 一方、未だ未設置だったり、設置されていても運営に課題があったりする地方公共団体も見られることから、死因究明等推進計画において、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを策定することとされた。

地方協議会の設置状況と監察医解剖等の実績（令和3年）

地方協議会運営マニュアルのポイント

都道府県	協議会 設置	監察医 解剖等 実績									
北海道	○	有	東京都	○	有	滋賀県	○	無	香川県	○	無
青森県	×	無	神奈川県	○	有	京都府	○	無	愛媛県	○	無
岩手県	○	無	新潟県	○	有	大阪府	○	有	高知県	○	無
宮城県	×	無	富山県	○	無	兵庫県	○	有	福岡県	○	無
秋田県	○	無	石川県	○	無	奈良県	×	有	佐賀県	○	有
山形県	○	無	福井県	○	無	和歌山県	○	無	長崎県	○	有
福島県	○	無	山梨県	○	無	鳥取県	○	無	熊本県	○	無
茨城県	○	有	長野県	○	無	島根県	○	有	大分県	○	無
栃木県	○	有	岐阜県	○	無	岡山県	○	有	宮崎県	×	無
群馬県	○	無	静岡県	○	有	広島県	○	無	鹿児島県	○	無
埼玉県	○	有	愛知県	○	無	山口県	○	有	沖縄県	○	有
千葉県	○	有	三重県	○	無	徳島県	○	無			

- 地方協議会を設置するための具体の手順を4ステップで紹介
- 議論の活性化に資するよう、具体の取組事例を紹介
 - ・東京都、滋賀県、大阪府、香川県、鹿児島県
- 先行自治体の参考にもなるよう、中長期的に取り組むべき課題についても紹介
 - ・死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
 - ・解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
 - ・法医学等の人材の育成・確保
- 地方版「死因究明等推進計画」策定の具体例を紹介（高知県）
- そのほか参考となる取組事例を紹介
 - ・茨城県筑波剖検センター、東京都、大阪府、高知県、福岡大学

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等①

➤ コロナ禍で集合形式の研修の実施が困難な中、検案を行う医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案講習会」・死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像読影技術等向上研修」を、WEBサイトでのオンデマンド形式により実施し、その利便性を活かして修了者数を大幅に増加

【死体検案講習会】

○ 検案業務に従事する機会が多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



座学

- ・死体解剖保存法等の法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入
- ・受講者の募集人員を増加

○令和3年度

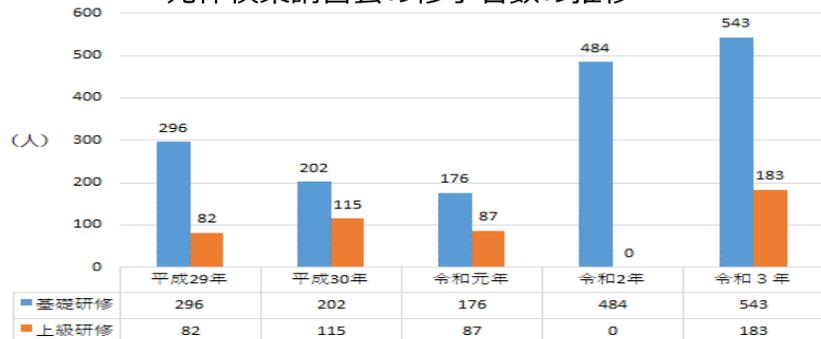
- ・受講者の募集人員を更に増加



実習

監察医務院や各大学法医学教室等において現場実習

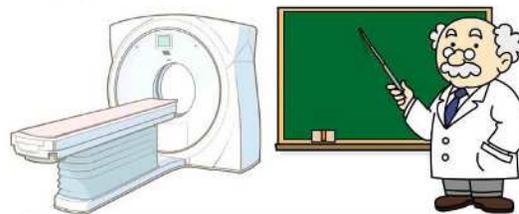
死体検案講習会の修了者数の推移



令和3年度は修了者が726人に増加（前年度比242人増）

【死亡時画像読影技術等向上研修】

○ CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



座学

・死亡時画像診断における法令・倫理、診断、検査技術等

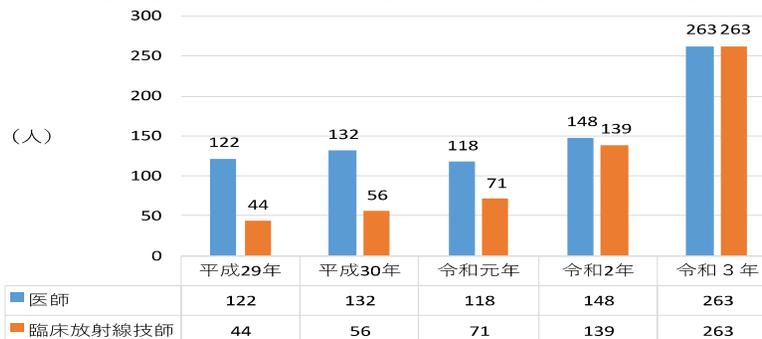
○令和2年度以降

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和3年度

- ・受講生の募集人員を増加

死亡時画像診断読影技術等研修の修了者数の推移



令和3年度は修了者が526人に増加（前年度比239人増）

死因究明等推進計画に基づく施策の推進状況

死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化



警察大学校における法医学者による講義

- ・警察大学校等において、**検視官や検視官補助者を対象**とした研修を実施
- ・都道府県警察学校等において、**一般の警察官等を対象**とした研修を実施
- ・**検視官2名を警察庁指定広域技能指導官（検視部門）に指定し、都道府県警察の枠組みを越えた指導を推進**



海上保安学校における鑑識上級研修

- ・**16大学の法医学教室**に海上保安官を研究生等として派遣して研修を実施
- ・海上保安学校において、**鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定**を実施
- ・管区海上保安本部に**法医学者を招致して講義**を受講



都道府県歯科医師会と都道府県警察の合同研修

- ・**21都道府県警察**において、都道府県医師会等との合同研修会等を開催
- ・**20都道府県警察**において、都道府県歯科医師会等との合同研修会等を開催
- ・**6海上保安本部**において、都道府県医師会（歯科医師会）との合同研修会等を開催